

ソ連経済改革の新動向

——1984～85年のいわゆる「経済実験」について——

宮 鍋 幟

はじめに

副題にいう経済実験とは、1983年7月14日付け党中央委員会と閣僚会議の共同決定「工業の生産合同(企業)の計画化および経営活動における権限拡大と、活動結果に対するその責任強化に関する追加的措置について」にもとづき、84年1月から5工業省所属の生産合同および企業で開始された、ソ連工業の企業レベルにおける新経営方法の試行的適用のことである。周知のように、それまでのソ連型集権制計画経済システムに抜本的改革を加えることを企図した社会主義諸国におけるいわゆる「経済改革」は、当のソ連では、従来の経済システムの部分的分権化をその内容とする1965年改革として開始されたが、その後79年7月に「計画化の改善と経済メカニズムの作用強化」に関する党中央委員会・閣僚会議の共同決定が採択され、これに盛り込まれた措置が81年(一部は80年)から実施に移された。この79年決定の内容はそこに合理的改善の側面もみられないわけではないが、その全体としての特徴は、65年改革の内容を再集権化の方向に軌道修正しようとするものであったといえる。しかし、79年決定も企業レベルにおける高い最終結果達成や生産効率向上の点で期待された効果をあげえなかったとされ、その実施後3年も経たないうちにアンドロポフ政権の下で、これを改良するための実験準備が進められ、はじめに述べたような84年からの一部工業企業における「新経営方法」(новый метод хозяйствования)の試行が開始されるに至ったものである。

ところでアンドロポフは、上記83年決定採択直後の同年8月、クレムリンにおいて開かれた古

参党員との会合で、近く実施される経済実験に触れつつ次のように述べている。われわれは「いまや失ったものを取りもどさなければならず」、そのためには大規模な経済実験による検証を経て「計画化、管理、経済メカニズムを変更する必要があるが、われわれが行うこの変更はいわば完全装備で新5ヵ年計画に臨めるようなものでなければならない」¹⁾と。ここで「失ったもの」というのは、彼の言い方をそのまま使えば「過去の数次の党大会によって決定された諸課題が未達成に終わっていること、とりわけ経済の集約的發展路線への転換が遅々として進まないこと」を指しており、「新5ヵ年計画」とはいうまでもなく第12次5ヵ年計画(1986～90年)のことである。そして、アンドロポフの言うソ連経済の集約的發展路線への転換を促進する完全装備としての経済システム変更の必要性和関連して、新経営方法を試行するための経済実験が工業部門の場合よりは小規模ながら、それとほぼ同時に農業、建設業、運輸・通信、商業、日用サービス業など他の諸部門においても開始されており、工業における実験をも含めてその数は84年(おそらく年末現在)で約40に達したといわれている²⁾。

この経済実験のプロセスはその後チェルニエンコ政権を経て、1985年3月成立のゴルバチョフ政権に引き継がれ、そのもとで実験の整備と拡大、実験で試行された新経営方法に若干修正を加えたうえでのその部門別正規化(制度化)などが行われつつあるのが現状である。それゆえ、65年改革以降一進一退の形で推移してきたソ連の経済改革にいまや新たな動きが感じられるといってよいが、

1) [14] стр. 1.

2) [2] стр. 2.

ただし、ゴルバチョフ書記長が経済システムの「ラディカルな改革」をしきりに強調するとはいえ、現在の時点でこの新しい動きの帰趨について云々するのは時期尚早というべきであろう。ともあれ以上の事情を背景に、さしあたり本稿ではソ連におけるこの新しい動きの出発点ともなった工業における経済実験について考察し、その若干の特徴を明らかにしたいと思う。

I. 経済実験の規模と内容

1. 実験の必要性 まずはじめに、79年決定がその実施後3年も経たずに早くも83年決定という「追加的措置」を必要するに至った事情なり理由について述べておこう。それは79年決定の内容が80年から部分的に、そして81年から全面的に実施されることになっていたにもかかわらず、それが不十分にしか実施されなかったからにほかならない³⁾。たとえば、79年決定では生産財供給について、ゴススナブ(国家資材・機械補給委員会)が関係諸機関と協同して、80年には生産合同や企業間の「長期的直接的経済結合」(以下では長期直結と略記)という生産財供給方式への移行を基本的に完了させることになっていたが、この長期直結方式への移行はほとんど行われなかったという。長期直結方式というのは、企業にあてはめると、特定の企業間に大量かつ安定的な生産財取引関係が成立しうる条件がある場合、ゴススナブは原則として5年間にわたる生産財生産企業へのその消費企業の配属を指定し、当該生産財の配分済み割当量に対応するその年間納入量(四半期別区分つき)を大分類品目で指示するにとどめ、具体的な納入条件は当該企業間の自主的な経済契約にまかせる生産財供給方式のことで、この方式による場合はゴススナブの負担がそれだけ軽減され、企業もゴススナブ機関からの細部にわたる指示から解放される利点があるため、ソ連では生産財割当配分制度の枠内におけるその合理化策の1つとして65年改革以後ある程度普及をみたものである。79年決定はこの方式の適用をかなり拡大

しようとしたらしいが、それが遅延したため現在でもゴススナブ関係の生産財納入総額に占めるその比率は23%にしかすぎない⁴⁾とのことである。

つぎに、79年決定により初めて正規に導入されることになった利潤課税的な「利潤分配ノルマチーフ」についてはどうかというと、この新利潤分配方式もその実地への適用ははなはだ緩慢にしか進行しなかった。そればかりでなく、この新方式の適用を受けた省の場合も、省に対して設定された利潤分配ノルマチーフを所属企業に下達しない場合が多く、したがって企業レベルにおける実際の利潤分配方式は概して従来のままであった。その結果、優良企業からそうでない企業への省を媒介とする相変らずの利潤再分配が行われ、省は優良企業から徴収した利潤の一部を自己に対して設定されたノルマチーフにしたがって国庫に納入し、部門の財務状態は全体として健全であるかのように見えたが、その実、このような状況のもとでは生産効率向上への関心など企業レベルにおいては高まるはずもなかったといわれる。利潤分配ノルマチーフの適用が進まなかったのは、新方式に対して省レベルがとった以上のような対応の結果であるばかりでなく、企業側がその適用を受けたがらなかったからでもある。すなわちΓ. バザロワによると、新方式では標準額超過で銀行融資を受けてない原材料在庫分や未据付機械・設備に対する制裁金、それに銀行信用利子などが企業留保利潤のうちから支払われるようになったこと、企業における計画超過利潤の企業・国庫間分配率がこれまでの平均60:40から50:50にされたことなどのため、企業も一般にそれを歓迎しなかったという⁵⁾。

さらに、企業の生産発展ファンドと社会文化・住宅建設ファンド資金の利用についていえば、79年決定ではそれに見合った物的資源や建設能力の手当てが講じられていず、この決定の実施過程ではこれらファンド資金の多くが未利用残となり、結局これを省が徴収して国家集中投資による基本建設や住宅建設にふり向けてしまった。こうして

3) 以下の叙述はとくに注記しないかぎりつぎのものによる。[1] ctp. 145-147, [3] ctp. 29-30.

4) [16] ctp. 14.

5) [1] ctp. 10.

生産合同や企業はこれらのファンド資金を稼得したが、それは彼ら自身によっては使用されなかったという逆説的な状況が起きていたのである。79年決定がこれらのファンドについては、その資金は徴収されることがなく、その未利用残高は次年に繰り越されると明確に規定していたにもかかわらず、である。そしてソ連における技術革新の立ち遅れへの対応策の1つとして、79年決定では企業に下達される新技術導入関係の承認指標(義務指標)について従来の指標(高品質生産物生産増大にかんする指標)のより一層の重視や新たな指標(生産・生産物の技術水準にかんする指標と科学技術的措置からえられる経済効果)の追加的導入が行われたが、企業がたとえばこれらの課題を果すために技術再装備を行おうとしても、その主たる財源となるべきはずの生産発展ファンド資金を上述のように当該企業がほとんど利用しえない状況のもとでは、新技術導入関係の指標体系が期待された機能を果しえなかったことも更めて指摘するまでもないであろう。

以上の事例にみられるような79年決定実施の不徹底さに対して、ソ連経済が極度の不振に陥った時期、そしてロイ・メドヴェージェフの言うソ連史上「新たな社会的・経済的危機の時期」(1979～82年)⁶⁾に政権を引き継いだアンドロポフが、失ったものを取りもどすための「完全装備」の準備として同決定への「追加的措置」の採用に踏み切ったとしても、それは至極当然のことといえよう。それを経済実験として試行する点についていえば、ソ連ではこの種の実験が60年代、70年代を通じてかなり行われてきており、企業レベルの経済運営方式に部分的な手直しを加えるような場合まずそれを試行してみることが最近のソ連における通例といってよい。たとえば、79年決定により企業利潤の新分配方式として利潤分配ノルマチーフが導入されたことは既述のとおりであるが、この新分配方式の場合も、70年に計測・オートメーション・制御装置製作省で実験的試行が開始され、さらに70年代後半にトラクター・農業機械

製作省、重機械・輸送機械製作省などにその試行が拡大され、そのうえで79年決定において正式化されたものである。ただし、従来の場合に比べて試行内容がより包括的で試行規模もより大きいことが今回の経済実験の仕方にもみられる特徴点といえよう(ソ連ではそのためこの実験を「大規模経済実験」と呼ぶことが多い)。

2. 実験の規模 今回の実験の狙いは、経営活動における企業の自主性の拡大と経営実績に対する企業構成員の責任負担の強化によって、科学技術進歩の導入にもとづく生産技術水準の向上(生産設備の現代化、新製品の開発・導入、高品質生産物の増加など)をはかることにあり、このような狙いを企業における計画編成方式や企業構成員に対する経済的刺激方式の改善の形で具体化したものが実験参加工業省の傘下企業で試行された「新経営方法」(「新経営条件」とも呼ばれる)にほかならない。以下、実験の規模からみてゆくことにする。

この実験はまず、1984年1月1日から重機械・輸送機械製作省、電気機械工業省、ウクライナ共和国食品工業省、白ロシア共和国軽工業省、リトワニア共和国地方工業省の5省所属の全生産合同及び企業で開始されたが、この5省の同年における生産合同(企業)数は計約730、ソ連工業全体に占めるその生産高の割合は約5%であった(第1表のカッコ内の数字を参照)。実験参加工業省が上記のような構成になったのは、各部門の特殊性に応じて細部の点で異なる新経営方法を部門別に試行するためといわれる。この省別構成でもう1つ目立つ点は機械製作業の重視であるが、周知のように機械製作業は科学技術進歩を促進するうえで中核的役割を果たす部門であり、この点に、すでに述べた今回の実験の狙いが象徴的に示されているように思われる。それにしても4部門からなぜこの5省が選ばれたのかという点になると、その理由は必ずしも明らかではないが、ただし、このいずれの省もその傘下企業のほとんどが優良企業であるといわれている。

1984年の実験は一応の成果を収めたとき、つづいて翌85年には新規参加の諸省を加え、実験

6) [21] p. 196.

はかなりの規模のものになった。新たに参加した省は、計測・オートメーション・制御装置製作省、化学・石油化学機械製作省、工作機械・器具工業省、動力機械製作省、トラクター・農業機械製作省の機械製作関係5省、アルメニア、ラトヴィア、リトワニア、モルダヴィア、エストニアの共和国軽工業5省、アゼルバイジャン、白ロシア、ラトヴィア、モルダヴィア、エストニアの共和国食品工業5省、ロシア、ウクライナの共和国地方工業2省(一部の所属生産合同・企業のみ参加)、および製鉄省(同上)、白ロシア共和国肉・乳工業省、ロシア共和国漁業省の計20省である⁷⁾。こうして85年における実験参加の省の数は前年から参加の5省に上記の新規参加20省を加えて計25省、その実験参加生産合同(企業)数は2,291、ソ連工業全体に占めるその生産高と従業員数の割合はそれぞれ11.6%と13.3%となるに至った(第1表参照)。なお、新規参加の上記20省の構成や第1表から明らかなように、85年における実験拡大は、主として84年の参加4部門(機械製作、軽工業、食品工業、地方工業)の各部門内において行われたものである。したがって1984~85年の工業におけるいわゆる「経済実験」とは、この両年を通じて機械製作業、軽工業、食品工業、地方工業に

おいて主として行われ、これに他の工業部門の一部が加わったものといえることができる。そしてこれまた第1表から知られるように、この実験における機械製作業の比重は圧倒的であった。

以上が主として規模の点からみた今回の経済実験の概要であるが、そこで試行された新経営方法の要点の考察に移るまえに、ここでこの実験で試行された「新経営方法」に関するその後の措置についてごく簡単に触れておきたい。実験そのものはむろん85年末まで継続されたのであるが、その意味でまだ実験継続中の1985年7月12日に「新経営方法の広範な普及と、科学技術進歩促進に対するその作用強化について」と題する党中央委員会と閣僚会議の共同決定が採択された⁸⁾。この85年決定の主な内容は、その前文で同年半ばまでにおける経済実験の成果と問題点についての簡潔な総括を与えたのち、これを踏まえて本文において経済実験で試行された新経営方法についてその部分的改善措置を示し、さらに本文および付録で86年からこの修正された新経営方法に移行すべき一連の省・庁を指定したものとなっている。この決定は工業部門だけでなく、それまで別個に経済実験を行ってきた運輸・通信、日用サービス業などをも対象にしているが、工業部門についていうと、そこでは87年1月1日から全工業部門がこの決定で修正された新経営方法へ移行するものとされている。みられるとおり、この決定は第12次5ヵ年計画期(1986~90年)での企業レベルにおける経済メカニズム改善を定めた重要な文書であり、すでにこの決定にもとづき、86年1月1日から工業部門の生産合同(企業)数のうちその約3分の1(生産合同・企業数で約1万5,000、ソ連工業生産高に占める比率で約50%)が修正新経営方法に移行したといわれる。85年決定の検討は筆者にとって今後の課題であり、それについて本稿ではこれ以上立ち入らないが、とにかくこの決定の採択により84~85年における経済実験はその実質的終了を告知されたのであり、これにともない、経済実験の実施中その進行の全般的指導およ

第1表 工業における経済実験の規模と構成(1985年)

	省の数	生産合同 (企業)数	工業全体に占める 比率 (%)	
			生産高	従業員数
製鉄業	1	6	0.8	0.4
機械製作業	7(2)	1,229(390*)	6.7	10.0
軽工業	6(1)	223(66)	1.6	1.2
食品工業	6(1)	399(260)	1.8	1.1
肉・乳工業	1	31	0.3	0.1
漁業	1	69	0.1	0.1
地方工業	3(1)	334(21)	0.3	0.4
合計	25(5)	2,291(730*)	11.6(5*)	13.3

出所: 1) СССР в числах в 1985 г., Москва, 1986, стр. 85-86.

2) Экономический эксперимент в промышленности, Тема 5, «Экономическая газета», No. 38, 1985, стр. 12.

備考: 1) カッコ内の数字は1984年の場合で、*印は概数であることを示す。

2) 省の名称については本文を見られたい。

7) [18] стр. 9, [8] стр. 130.

8) 85年決定についてはつぎの資料による。[17] стр. 11-14, 邦訳122-131ページ。

第2表 生産合同(企業)の承認指標(5ヵ年計画用)

79 年 決 定	経済実験(1984-85 年)(電気機械工業省)
生 産	
1. 標準純生産高 2. 主要品目別生産数量 3. 高品質生産物の生産増大	1. 商品生産高増加率(計算用) 2. 主要品目別生産数量 3. 高品質生産物の割合
労働・社会問題	
4. 労働生産性増大(標準純生産高による) 5. 標準純生産高ルーブル当り賃金ノルマチーフ 6. 物質的報奨ファンド, 社会文化・住宅建設ファンドの形成ノルマチーフ 7. 労働者・職員数のリミット 8. 手労働削減にかんする課題	4. 労働生産性増大(標準純生産高による) 5. 非工業職員の賃金ファンド総額 6. 標準純生産高増加に対する工業生産職員の賃金ファンド増加ノルマチーフ 7. 付属研究所職員の賃金ファンド形成ノルマチーフ 8. 物質的報奨ファンド, 社会文化・住宅建設ファンドの増加ノルマチーフ
財 務	
9. 利潤総額 10. 利潤分配ノルマチーフ, 国庫納入金と国庫交付金	9. 商品生産高ルーブル当り支出削減額
基 本 建 設	
11. 新規固定ファンド・生産設備の稼働開始 12. 国家投資・建設作業のリミット 13. 生産発展ファンドの形成ノルマチーフ	10. 新規固定ファンド・生産設備の稼働開始 11. 国家投資・建設作業のリミット 12. 生産発展ファンドの増加ノルマチーフ
新 技 術 導 入	
14. 科学技術プログラムの遂行, 新生産工程・新製品開発にかんする課題 15. 生産・生産物の技術水準の基本指標 16. 科学技術的措置からの経済効果	13. 新製品・新生産工程の研究・開発・導入・拡張にかんする課題
機械・資材確保	
17. 主要原材料支出ノルマの平均節約課題 18. 資材・機械の主要品目別納入量	14. 商品生産高 100 万ルーブル当り基礎資材・燃料エネルギー支出およびそれら支出ノルマの平均引下げ課題 15. 資材・機械の納入リミット

出所: 1) 「79 年決定」の場合については拙稿「ソ連経済改革の新段階」『経済研究』第 31 巻第 4 号(1980 年 10 月), 318 ページ。2) 「経済実験」の場合については《Экономическая газета》No. 23, 1984, стр. 15, No. 47, 1984, стр. 12; В. Рыбин, От эксперимента к целостной системе хозяйствования..., Москва, 1986, стр. 104-106.

備考: 「経済実験」の場合の承認指標について, 上記 2) の 3 つの資料の間にその表現の仕方に若干の相違があるが, そういう場合ここでは引用者の判断で取捨選択した。

び調整を担当してきた閣僚会議「経済実験総合指導委員会」(議長は当時の Gosplan 第一副議長 J. A. ヴォロニン)も 85 年末に同「管理・計画化・経済メカニズム改善委員会」(議長は Gosplan 新議長 H. B. タルイジン)に改組された⁹⁾。

3. 新経営方法の要点 既述のように 84~85 年の工業における経済実験で試行された新経営方法の内容には最初に試行対象とされた 5 省の場合で

も省別に差異があって一様でないため, ここでは電気機械工業省所属の生産合同および企業で試行されたものに主として依拠しながら 79 年決定の場合との対比においてその要点について述べることにする¹⁰⁾。

第 1 に, 省から企業に下達される 5 ヵ年計画, 年度計画の承認指標(義務指標)が整理され若干削

10) 83 年決定についてはつぎの資料による。[10] стр. 339-348, 邦訳 117-121 ページ。なお, ここでは [22] 39-42 ページ, [23] 175-184 ページを参照した。

9) [13] стр. 2.

減された。たとえば第2表(5ヵ年計画用の承認指標)から分るように、電気機械工業省の場合79年決定とくらべると5ヵ年計画用承認指標の総数が3個少なくなっている。第2表には示さなかった年度計画用承認指標の場合もほぼ同様であり、この点でみると、今回の経済実験における新経営方法における承認指標削減の程度はきわめて不十分であり、この面での企業の自主性はさして拡大されていないといえよう。

第2に、賃金ファンド、経済的刺激ファンド(生産発展ファンド、物質的報奨ファンド、社会文化・住宅建設ファンドから成る)の大きさをきめる経済ノルマチーフの設定方式が修正され、これらファンドの大きさと企業の経営実績との関連が強化された。第2表から知られるようにこの方向はすでに79年決定において採用されていたが、そこではそれが年度区分つき5ヵ年計画としてまづ下達され、その後年度計画でこれが毎年変更されるため、きわめて不安定なものであった。今回の経済実験では、この経験を取り入れて、ノルマチーフを安定させるため、いったん年度区分つき5ヵ年のノルマチーフとして下ろしたあと、年度計画でこれを変更しないこととした。また、それと関連してノルマチーフ設定方法も変更され、賃金ファンド、経済的刺激ファンドが基準ファンド額(前年度のこれらファンド計画額)プラス増加分という形で決められ、そしてこの増加分が標準純生産高、利潤総額、高品質生産物の割合などのうちいずれか1つの指標の増加分とリンクされることになった。たとえば電気機械工業省の場合は、標準純生産高とリンクされていて、標準純生産高増加1%に対して0.35%の賃金ファンド増加ノルマチーフが設定されている。また、経済的刺激ファンドのうちの物質的報奨ファンドについては、その増加分が労働生産性増大、高品質生産物の割合等のうちのいずれか1つの指標の増加分とリンクされ、電気機械工業省の場合のそれは高品質生産物の割合の増加分とリンクされている。つまりこれらノルマチーフが従来のように何らかの指標の絶対額ではなくて、その対前年比増加率にリンクされているのが特徴であり、このような方式に

よってこれらのファンドと経営実績との結びつきの強化をはかろうとしていることはいうまでもない。さらに、これらのノルマチーフを部門別(又は亜部門別)に単一のものとして設定するように変更されており、従来のように個別企業別に設定した仕方と比べてこの点にも改善のあとがうかがわれる。

第3に、賃金ファンドや経済的刺激ファンドの利用面における企業権限が拡大されている。とりわけ79年決定では、生産発展ファンド、社会文化・住宅建設ファンドへの資材・機械や建設請負組織の建設能力の手当てが考慮されていなかったし、79年決定の実施過程ではこれらファンド資金の未利用残が(79年決定の規定に反して)省によって徴収されてしまうことが多かったのに対して、新経営方法ではこれらファンド資金への物的資源や建設能力の手当てがなされること、またこれらファンド資金の未利用分も徴収されることなく次年に繰り越されることが更めて強調されている。

第4に、企業間で締結された生産物納入契約の遂行が企業にとって最優先義務とされ、この遂行度と物質的報奨ファンドおよび企業管理者へのプレミアムとの関連が強められることになった。つまり、納入義務を100%遂行した場合は、物質的報奨ファンド計画額が15%増加され、逆に未遂行の場合は未遂行1%につきファンド計画額を3%減額されることになった。いいかえれば、この1%の未遂行により、当該企業の従業員集団は納入義務遂行の場合に比べその物質的報奨ファンド計画額の18%を失うことになるわけである。そのほか企業管理者については、納入義務がもし未遂行ならば、経営活動の主要結果に対して彼らに支給されるプレミアムをすべて失うこととされた(実際には納入義務の1~2%の未遂行は許容され、未遂行がこの許容範囲内であればこれらの制裁規定は適用されなかった¹¹⁾)。

第5に、企業と国庫との間の利潤分配方式に変更が加えられた。すなわち79年決定により導入された企業利潤の国庫控除率を意味する利潤分配

11) [3] cтp. 155.

ノルマチーフ(利潤国庫控除ノルマチーフ)の場合、このノルマチーフの適用対象は企業の利潤総額(いわゆるバランス利潤)とされていたが、経済実験ではこの点が変更され、利潤国庫控除の対象は上記バランス利潤のうちからフォンド使用料などの国庫納入金および銀行信用利子を差引いた残余利潤(計算利潤)とされた。またこの変更に伴い、利潤分配ノルマチーフとともにこれまで企業に示達されてきたフォンド使用料などの国庫納入金の絶対額についてもその示達は行われなくなった。ついでにいうと、電気機械工業省と重機械・輸送機械製作省に対して設定された84年の利潤国庫控除ノルマチーフは同率の25%である¹²⁾。79年決定にもとづいて実施された企業・国庫間利潤分配方式が企業にとってよりきびしいものとなったため企業レベルで不評判であったことは既述のとおりであり、今回の変更はそのことに関連した改善措置といえる。

第6に、企業の賃金フォンドに節約額が生じた場合、従来からこれを従業員への賃金(俸給)割増に用いることが認められていたが、この割増率(額)が引上げられた。たとえば、高熟練労働者でとくに責任ある作業従事者、専門的技能をもつ労働者に対するその賃率の24%(従来は12%)までの賃金割増、高熟練の技師・技手・職員に対する50%(従来は30%)までの俸給割増、とくに重要で責任ある作業に従事する高熟練労働者(賃金ではなく俸給を受取る職長など)に対する月額250ルーブル(従来は200ルーブル)までの俸給割増の適用がそれである。ただしこれらの割増も、活動結果が悪化すれば減額ないしゼロにされることはいうまでもない¹³⁾。

84年に実験参加企業において試行された新経営方法の要点は以上のようなものであるが、85年1月からこれにつぎの3点の措置が追加された。それらは1)基準超過でかつ銀行融資を受けてない未据付機械・設備や原材料在庫分に対するその価額の3%の追加的フォンド使用料の国庫納入、2)国家工業製品規格認定にもとづく高級品・1級

品から成る2等級品質制への移行、および3)輸向け工業製品とりわけ国際競争力を備えた機械設備類の生産・納入増加奨励策の適用である¹⁴⁾。このうち1)は、物的資源の合理的利用に対する企業責任をより強化するため、若干の制裁金徴収にとどまっていた従来方式を改めたものにほかならない。2)の措置は、84年7月1日に実施された工業製品の「新国家規格認定方式」が高級品・1級品・2級品から成る従来の3等級品質制から2級品を排除した2等級品質制(1級品に認定されればその製品はその後数年で生産中止となる)を打ち出したこと¹⁵⁾に対応したものであり、3)の輸向け機械設備類増産奨励策はむしろ、石油・天然ガス等の第1次産品が圧倒的比重を占める近年におけるソ連輸出品構造の転換を狙った試行措置であろうが、残念ながらそれらの具体的内容は不明である。ところで、84～85年の経済実験の結果をふまえてそこで試行された新経営方法を修正し、この修正新経営方法の86年1月1日からの実施を決めた(そして現に実施されつつある)既述の85年決定では、上記の2)と3)の事項についてつぎのように定められている¹⁶⁾。まず2)についてみると、そこでは高級品と認定された工業製生産財の生産企業には30%までの卸売価格割増が適用される一方、1級品の認定を受けたばあい当該生産企業はその1年目に卸売価格の5%、2年目にその10%、3年目にはその15%の金額をそれぞれ主として物質的報奨フォンドから国庫に上納しなければならず、しかも認定後3年目以内に原則として当該1級品の生産を中止しなければならない旨が規定されている。つぎに3)については、交換可能通貨建て輸出用機械設備類の生産企業には卸売価格の20%までの追加的報奨割増が導入された(つまり当該生産企業には高級品に対するさきの30%までの割増およびこの20%までの追加割増の計50%までの卸売価格割増がえられることになった)ほか、機械設備類の輸出によって得られた交換可能通貨の一部も分与され、当該生

14) [7] ctp. 9, [11] ctp. 153, [2] ctp. 3.

15) [16] ctp. 17-18.

16) [17] ctp. 12, 邦訳123ページ。

12) [9] ctp. 15.

13) [6] ctp. 23.

産企業はこれを自己の生産技術水準の向上、製品の品質改善、国際競争力の引上げなどのために使用できるものとされている。そしてこの事実から遡って推測するならば、85年7月決定にみられる高級品増産ならびに輸出向け(とりわけ西側への)機械設備類増産の以上のような内容の奨励策が多分、85年1月からの経済実験において試行されたのではないと思われる。

II. その成果と問題点

1984~85年における経済実験の結果については実験参加生産合同(企業)の主として84年の経営実績を示すデータやより広い視野から実験結果を分析したリポートが公表されているので、以下これらに依拠して経済実験の成果とそこにみられる若干の問題点を指摘することにした。

1. 実験の成果 まず84年に実験に参加した5省所属の生産合同および企業の同年における経営実績はどのようなものであったかという点、それは第3表以下に示されているとおりである。このうち第3表はウクライナ共和国食品工業省をのぞく他の4省について、実験参加前の83年と参加後の84年の主要経営実績指標を対比したものである。みられるとおり、84年には労働生産性上昇率が4省で、原価引下げ率が電気機械工業省をのぞく他の3省で、そして利潤増加率がリトワニア共和国地方工業省をのぞく他の3省でそれぞれ83年のそれを上廻った。また、現代科学技術の成果を導入したとされる高品質製品(国家規格認定の分類でいう高級品のこと)の商品生産高中に占める割合についても、第4表から明らかなように、電気機械工業省をのぞく他の3省(重機械・輸送機械製作省、白ロシア共和国軽工業省およびウクライナ共和国食品工業省)では、その84年の実績伸び率は同年の目標値を越える好成績を収めたし、電気機械工業省の場合もその84年の伸び率は83年のそれを上廻っている。さらに、試行された新経営方法において企業活動の主要評価指標とみなされている製品納入契約義務の遂行度についてみると、第5表に示されているように、84年の遂行水準は5省のすべてにわたり向上し、未遂行企業

数も機械製作2省ではほぼ半減している。

O. ユーニによると、実験参加企業についての以上のような経営実績データを踏まえこれに他の事項をも加えて整理すると、経済実験の成果としてつぎの5点をあげることができるという。1)実験参加企業の側に高い計画課題(および義務)引受け志向が明瞭に現われたこと。実験参加企業はすべて83年秋に、これら企業に下達された統制数字より高い内容の84年計画案をゴスプランに提出したという。2)製品納入契約義務の遂行度が主要評価指標とされたため、納入企業は、従来よりは発注企業の必要をより多く反映する計画案を作成するようになったこと。3)納入契約義務の遂行度に関するデータが示しているように契約規律が向上したこと。4)従業員数が削減されたこと。とりわけ5省のうちの3省(ウクライナ共和国食品工業省、白ロシア共和国軽工業省、リトワニア共和国地方工業省)では技術再装備あるいは職務兼任の結果、従業員を相当数削減することができたことである。5)5省のほとんどで労働生産性上昇、原価引下げ、利潤増大、高品質製品生産などに関する課題が超過達成されたこと、というのがそれである¹⁷⁾。

これに対して主としてシベリア地域に所在する重機械・輸送機械製作省と電気機械工業省所属の実験参加企業合同(企業)の実態調査を行ったP. カラゲードフは、実験の成果としてユーニによる上記の5点にあてはめていうとそのうちの3)と5)

第3表 主要経営指標：経済実験以前と以後の比較(%)

	対 前 年 比					
	労働生産性上昇率		原 価 引 下 げ 率		利 潤 増 加 率	
	1983年	1984年	1983年	1984年	1983年	1984年
重機械・輸送機械製作省	5.5	5.8	-1.0	-2.0	12.2	19.4
電気機械工業省	6.5	7.4	-1.5	-1.5	13.9	18.9
白ロシア共和国軽工業省	2.5	5.8	-0.3	-0.5	4.0	8.1
リトワニア共和国地方工業省	3.7	4.6	-0.9	-1.0	11.4	10.8

出所：В. Деменцев, Финансовые рычаги интенсивного развития, «Экономическая газета», No. 13, 1985, стр. 6.

17) [11] стр. 150-155, [3] стр. 35-42.

第4表 商品生産高に占める高品質製品の割合(%)

	1983 年	1984 年		
	実績 (A)	目標 (B)	実績 (C)	対前年比 伸び率 (C-A)
工業全体	15.8	15.9	16.4	0.6
機械製作業全体	39.2	40.7	40.2	1.0
うち: 重機械・輸送機械製作 省	34.7	37.1	38.9	4.2
電気機械工業省	48.0	50.0	48.8	0.8
軽工業全体	13.9	15.5	15.7	1.8
うち: 白ロシア共和国軽工業 省	18.3	18.4	21.0	2.7
ウクライナ共和国食品工業省	12.9	13.7	15.3	2.4

出所: О. Юнь, Интенсификация экономики: Теория и практика планирования, Москва, 1986, стр. 226.

第5表 生産物納入契約義務の遂行度

	遂行度(%)		未遂行生産合 同(企業)数の 割合 (%)	
	1983年	1984年	1983年	1984年
工業全体	97.9	98.5	39	32
重機械・輸送機械製作省	95	99.2	83	44
電気機械工業省	97	99	70	33
ウクライナ共和国食品工 業省	98	100	32	...
白ロシア共和国軽工業省	99.4	100	40	...
リトワニア共和国地方工 業省	99.2	100	28	...

出所: 第4表に同じ(стр. 152)。

をあげたのち、つぎのように述べている。これらの成果を過大評価することはできない。第1に、実験参加企業は資材・機械補給と運輸について特典を与えられており、第2に、達成された成果は試行された新経営条件のみならず、1984年における工業の発展という一般的に有利な背景によっても規定されていたからである¹⁸⁾、と。Л. ブーニチの意見もほぼ同様である¹⁹⁾。なお、ついでながら触れておくと、たとえば資材・機械補給に関する特典というのは実験参加企業へ納入される生産財の生産企業に交付される当該生産財の出荷命令書には「実験」を意味するロシア語の《эксперимент》またはその頭文字の《Э》のスタンプが押され、その納入が優先されたことを指している²⁰⁾。カラゲードフやブーニチが実験第1年目の成果を

認めながらもそれを「ささやかな成果」(カラゲードフ)と呼んでいるのは、この種の特典は実験規模が拡大すればするほど与えようがなくなることとを考慮に入れているからでもある。経済実験の成果という点では私は、ユーニよりはカラゲードフやブーニチの見解のほうをとりたいと思う。

2. 若干の問題点 経済実験の成果が以上のようなものである一方、ではそこにどのような問題点が存在するかといえ、そのようなものとして少なくともつぎの3点を指摘することができるように思われる。

第1に、科学技術進歩の促進にもとづく生産技術水準の向上という経済実験の主要課題は、必ずしも実現されたとはいえない結果に終わった。84年の実験参加5省のうち軽工業、食品工業、地方工業の3省については生産工程等が比較的単純であるため、ある程度その技術再装備が行われたが、残りの機械製作2省の場合は、ほとんどそれを行うことができなかったという。それは、実験期間が短いため、実験参加企業の努力が短期間に成果のあがる労働組織改善などのいわば表層に潜在する余力の活用に集中されたことにもよるが、ユーニによれば、基本的には技術再装備の財源たる生産発展ファンド資金が足りず、そのうえ必要とされる資材・機械設備の供給ならびに建設請負組織の建設能力の保証が欠けていたためである(実験企業に対して経常生産用の資材・機械補給については上述の特典が与えられたが、技術再装備用のそれについてはそうした特典もさして与えられなかった)。そしてたとえば、経済実験における84年の生産発展ファンド資金は全体として固定ファンド価額の1%強であり、技術再装備等を行うためには近い将来にこれを2~3倍に増加する措置をとるべきだとユーニはいうのである²¹⁾。これは試行された新経営方法それ自体に内在する問題点といえよう。

第2に、経常生産用の資材・機械設備補給についての特典にもかかわらず、それでもなお実験参加企業への生産財供給は適時には行われずそのた

18) [5] стр. 82-84.

19) [4] стр. 12-13.

20) [15] стр. 115, [4] стр. 12.

21) [11] стр. 103, 107.

め実験参加企業においても労働時間のロスや計画達成のために期末に行われるいわゆる「シュトルモフシチーナ」(突貫作業)の現象が生じた。B. ペルラムートロフによると、実験企業においても従来どおり生産高の65~75%は月、四半期のそれぞれ最後の3分の1の期間に突貫作業により産出されていたとのことである²²⁾。これは新経営方法に内在的なものというよりは、ソ連の集権制経済システムの主要構成要素のひとつである生産財割当配分制に主として起因する問題点であることはいうまでもない。

第3に、実験参加の省・庁や当時の中間管理機関たる全連邦(又は共和国)工業連合の側における活動のスタイルと方法は旧態依然たるものであった。この点にかんする特徴的な示例として共通してあげられているのは、省・庁等から傘下の実験参加企業に下達される指標の数が「承認指標」のほかに企業が自主的に決定すべきものとされているいわゆる「計算指標」を添えて示達されるため、それらの計算指標は事実上承認指標と同一に取扱われることになり、それだけ企業の自主性がせめられたこと、およびいったん省・庁等により承認された確定企業計画の内容をなすこれらの承認指標や計算指標がその後(それもその実施途中をふくめて)省・庁等によりしばしば変更され、確定企業計画自体がはなはだ不安定なものであったことなどである。こうしてB. コトロフによると、指令的なものとして企業に下達される指標の数は経済実験においても50を超えており、またIII. スヴェルドリクによれば電気機械工業省所属の生産合同「エレクトロアグレガート」では84年に同年のその確定計画の内容についての上部機関からの「修正」は32回にのぼったというのである²³⁾。

(一橋大学経済研究所)

参考文献

- [1] Базарова, Г., Нормативное распределение прибыли, 《Экономическая газета》, No. 9, 1983.
- [2] Баш, Ю. и др., Эксперимент в промышленности и развитие экспорта, 《Внешняя торговля》, No. 7, 1986.
- [3] Белоусов, Р. и др. [ред.], Хозяйственный механизм в двенадцатой пятилетке, Москва, 1986.
- [4] Бунич, П., Эксперимент на дистанции, 《ЭКО》, No. 2, 1985.
- [5] Карагедов, Р., Первые итоги, проблемы, перспективы, 《ЭКО》, No. 5, 1985.
- [6] Методические указания о нормативном образовании фонда заработной платы..., 《Экономическая газета》, No. 8, 1984.
- [7] Милуков, А., Новые методы хозяйствования—в действии, 《Экономическая газета》, No. 33, 1985.
- [8] Народное хозяйство СССР в 1984 г.: Стат. ежегодник, Москва, 1985.
- [9] Положение о нормативном методе распределения прибыли..., 《Экономическая газета》, No. 5, 1985.
- [10] Собрание постановлений правительства... (Отдел первый), No. 20, Москва, 1983. (邦訳[塩原俊彦訳], 外務省欧亚局ソヴィエト課『ソ連の経済改革』1986年, 所収)。
- [11] Юнь, О., Интенсификация экономики: Теория и практика планирования, Москва, 1986.
- [12] Экономический эксперимент: Итоги первого года..., 《Плановое хозяйство》, No. 4, 1985.
- [13] 《Известия》, 23 января 1986.
- [14] 《Правда》, 16 августа 1983.
- [15] 《ЭКО》, No. 8, 1984.
- [16] 《Экономическая газета》, No. 13, 1985.
- [17] 《Экономическая газета》, No. 32, 1985 (邦訳[田畑伸一郎訳], 外務省欧亚局ソヴィエト課『ソ連の経済改革』1986年, 所収)。
- [18] 《Экономическая газета》, No. 33, 1985.
- [19] 《Вопросы экономики》, No. 7, 1966.
- [20] 《ЭКО》, No. 7, 1986.
- [21] Medvedev, R., "The Soviet Union at the Beginning of New Era," *Socialist Register*, 1983.
- [22] [田畑伸一郎]「ソ連の経済改革の系譜と展望」(外務省欧亚局ソヴィエト課『ソ連の経済改革』1986年, 所収)。
- [23] 西村可明「ソ連型計画経済の理念・制度・現状・改革」(木村汎ほか『ソビエト研究』教育社, 1985年, 所収)。

22) [12] стр. 73.

23) [19] стр. 68, [20] стр. 107.